

**【実績報告について】**

問 5 基本的な健診の項目である身体計測（腹囲又は内臓脂肪面積）、血中脂質検査（LDL コレステロール又は Non-HDL コレステロール）及び血糖検査（空腹時血糖又は HbA1c、随時血糖又は HbA1c）において、それぞれの項目で複数の検査結果を保険者が保有している場合や、詳細な健診の項目において、実施できる条件に該当しない者の詳細な健診の項目に係る検査結果を保険者が保有している場合（血清クレアチニン検査を一律に実施している等）は、健診情報の管理等のため、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険中央会に当該検査結果を含む健診結果を提出しても差し支えないか。

（答） 差し支えない。

**【行動変容の評価について】**

問 31 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.1 版）P20 において、アウトカム評価を実施するにあたって「計画策定時にすでに達成済みの目標や行動変容をする必要のない目標は設定できない。」とあるが、何をもって達成済みの目標であると判断するのか。

（答） 行動変容（食習慣の改善、運動習慣の改善、喫煙習慣の改善、休養習慣の改善、その他の生活習慣の改善）については、実績評価の時点で生活習慣の改善が 2 ヶ月以上継続している場合に達成と評価していることを踏まえ、当該行動変容が、計画策定時から逆算して 2 ヶ月以上継続している場合は、達成済みの行動変容であると判断し、ポイント算定の対象となる目標として設定することはできない。

なお、対象者のセルフケアを支援するという観点から、ポイント算定の対象となる目標とは別に、達成済みの行動変容が継続できるよう支援することは差し支えない。